風俗営業者の皆様へ

適正な営業をお願いします。

風俗営業者の皆様には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）等の**各種法令を遵守**した**適正な営業**が求められます。

以下の事項等を確認し、適正な営業をお願いします。

主な禁止行為・遵守事項等

❶ 客引き・客待ち行為の禁止

風営法22条
大阪府迷惑防止条例8条　等

- 客引き行為をしてはならない。
- 公安委員会規則で規定された場所で、客引き等を行う目的で客引き等の相手方となるべき者を待ってはならない。

❷ 18歳未満の立入り禁止

風営法18条・22条

年齢確認

- 18歳未満の者を店内に客として立入らせてはならない。
- 18歳未満の者が店に立ち入ってはならない旨を、店の入り口に表示をしなければならない。

❸ 酒類等の提供制限

風営法22条

- 20歳未満の者に対し酒・煙草を提供してはならない。

❹ 料金表示・客の正常な判断を阻害する行為の規制

風営法17条・18条の3
風営法施行規則33条・34条

- 国家公安委員会規則で定めるところにより、料金は、客に見やすいように表示しなければならない。
- 料金について、事実と異なる説明をし、又は客を誤認させるような説明をしてはならない。
- 客が注文又は飲食の提供を受ける意思表示をする前に、飲食等の全部又は一部を提供することにより、客を困惑させ、それによって飲食等させてはならない。

❺ 営業時間の制限等

風営法13条
大阪府風営法施行条例3条・5条

- 深夜（午前0時から午前6時まで）においては、営業を営んではならない。
（大阪市北区、中央区の区域のうち公安委員会規則で定める一部の地域は午前1時まで営業できる。）

❻ 広告宣伝の規制

風営法16条

- 接客従業者の指名数、売上額等の営業成績や役職を殊更に強調するなど著しく客の遊興若しくは飲食する意欲をそそり、又は接客従業者間に過度な競争意識を生じさせ、違法行為を助長するような広告物等を掲示等してはならない。

法令を遵守し、適正な営業を！！

大　阪　府　警　察